第7回山形県景観審議会議事録

- 1 日 時 平成 21 年 11 月 27 日 (金) 13 時 30 分から 16 時 00 分
- 2 場 所 霞城セントラル 23 F 山形市市民活動支援センター内高度情報会議室
- 3 出席委員 中村会長、山畑会長代理、相羽委員、石川委員、伊藤委員、岩鼻委員、 小山委員、志村委員、沼田委員、堀委員、宮原委員 11名

欠席委員 半田委員、日原委員、前内委員、宮城委員 4名

4 審 議

(中村会長)

それでは、さっそくではございますけれども、あいさつ抜きで議題に入らせていただきます。今日は諮問事項が3件ありまして、そのうち2件は新規事項でございますが、議題2は前回からの継続ということで、できれば今日決着していただければ幸いと思います。その他、報告事項が2件です。

審議に入る前に、毎度のことですけれども、議事録署名委員を決めなければいけません。私のほうから指名させていただきますので、よろしくお願いいたします。本日は、相羽委員と小山委員にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。相羽先生はまだお見えになっていませんが、このあとお見えになると思いますので、お二人にお願いいたします。

それでは最初の「景観法第8条に規定に基づく山形県景観計画の変更について」、事務局から御説明 いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

(事務局)

「景観法第8条の規定に基づく山形県景観計画の変更について」を説明。(略)

(中村会長)

ありがとうございました。以上のとおりでございまして、米沢市が景観行政団体になることを踏まえて、県の景観計画を一部変更するということであります。基本的には県の景観計画から米沢市の部分を除くということなのですが、それに伴っていろいろ不都合な点があれば議論しなければいけませんので、お気づきの点がありましたらどうぞ御発言いただきたいと思います。

その前に、相羽先生、今日の議事録署名委員ということで先ほどお願いしました。よろしくお願い します。小山委員とお二人です。

(相羽委員)

はい。わかりました。

(中村会長)

それでは、ただいまの御説明に関して、疑義あるいは御意見がありましたらお願いします。

(石川委員)

米沢市の景観計画は、詳しく見る時間がなかったものですから、ピント外れの質問になるかもしれないのですけれども、2つ質問したいと思います。

県景観計画と米沢市景観計画の整合性の問題ですけれども、ここのところで、選択事項について2つあるわけですけれども、この選択事項というのは、県の景観計画のどこが選択事項なのかということについて御説明いただきたいと思います。

それからもう1点ですけれども、米沢市の景観計画の場合は、従前の市の景観形成指針のときから 県の景観計画にないものが載っているのではないかという気がしています。指針には、御廟所のあた りをゾーニングして修景の機能が入っていましたが、県の景観計画は逆に修景のところがない。同じ 景観形成という言葉を使っていながら、県の景観計画は規制の概念だけで修景の考え方がちょっと弱 いのではないかと思います。県のほうがちょっと遅れているように感じますが、その辺をどのように考えたらいいのか解釈をお願いします。

(中村会長)

どうぞ、事務局からコメントがありますか。

(事務局)

はい。ただいまの選択事項というのは、第7の景観重要公共施設の整備に関する事項と第8の景観 農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項というところになります。それから、米沢市の景 観計画と県の景観計画の違いということでございますけれども、県の景観計画は広域的に大きくとら えて、大規模な阻害するものができないようにといった比較的大雑把な計画になっております。米沢 市の場合は、市域を細かく分けてそこに見合うような形の規制や誘導を考えているということで、事 務局としてはこれが景観形成の本来あるべき姿なのではないかと考えております。

(中村会長)

よろしゅうございますか。ほかに何かございますか。

(山畑委員)

県で指定しました景観重要樹木の件なのですけれども、これはやはり一応指定を解除して、その後また米沢市のほうで指定するという手続きだと思うのですけれども、特に不都合がなければなんですが米沢市のほうの景観計画の中で県から米沢市にそのまま移行するとかそういうような手続き、ルートというのはないのでしょうか。手続きがどうなるのかよく分からないのですけれども。

(中村会長)

非常に重要な御指摘であると思います。

(事務局)

はい。それにつきましては、県の景観重要樹木の指定を解除することになります。その後、法令でどういうふうに位置づけるかというのは調整中なのですが、米沢市のほうで引き継ぐような形で検討していただいておりますので、引き続き指定になると考えております。

(山畑委員)

いったん県のほうで指定を解除することになるのでしょうけど、解除という方向ではなく、移行するとか何かそういう形での手続きというのはないのですか。

(事務局)

県の景観計画区域から外れますので県で指定していくというのはできないということで、いったん 解除することを考えています。そのうえで、米沢市のほうで、従前県で指定していたものは、市でも 指定するようなことで引き継いでいただくようなことを調整しています。

(山畑委員)

手続き上、解除ということが、とりあえず必要だということですね。

(事務局)

必要と考えております。

(中村会長)

いまの話の延長ですけどね、景観計画別表第2の保全対象眺望景観の表で、道路の路線の一部が県の景観計画から削除されるようになっていますね。これも市の景観計画のほうに継続されるように協議をするということになりますか。

(事務局)

こちらにつきましては、市のほうの新たな景観計画のほうで盛り込まれる予定になっております。 (中村会長)

12 月いっぱい協議をなさるということですから、そこでそういうお願いをするということなのでしょうか。

米沢市の景観計画でも県と同じような眺望景観の保全という基準を設けていただきまして、県の基準にさらに米沢市民から親しまれている山である斜平山(なでらやま)を追加したような形で規制を強化しているということになります。

(中村会長)

山畑先生の御指摘は移行するのは結構だけども、その時に県の景観計画のほうから削除しなければならないのかということです。削除しないと何か矛盾が起きるのですか。

(事務局)

景観法では同一の地域で二重に景観行政団体になれないものですから、県と米沢市の景観計画区域を重ねることが景観法上できないと考えております。そういった意味で、県の景観計画からいったん抜いて、米沢市の景観計画を適用させることを考えています。

(山畑委員)

確かに県の景観計画区域が外れますので、その外れた区域に、県が指定しているものを持っているというのはおかしいということは理解できます。ただ、その指定というものはそのまま米沢市のほうに移行するけれども、手続き上、県のほうは解除という言葉になるということですね。

(事務局)

資料のスケジュール表を見ていただきたいのですが、米沢市が景観行政団体に移行するのに合わせて、全体としてどのようになるかということがこの1枚に表現されています。

簡単に申し上げますと、来年の4月1日に米沢市が景観行政団体になるとその時点で県としては、 いわゆる景観法に基づく施策の効力がなくなるということになります。逆に言うと、景観法上、あっ てはならないという形になるものですから、その時点で景観計画区域の削除なり景観重要樹木の指定 の解除なりをすることになります。

ただし、いま皆さんが御心配される移行がどうなるかということですが、米沢市としては4月1日に景観行政団体になったとしても、景観計画そのものは景観行政団体になってから策定する形となるものですから完全に景観計画が施行されるのは、この表ですと7月ごろまでになるだろうと考えております。ですから、この4月から6月の間が移行期間ということになるわけですが、米沢市が景観行政団体になってから市の景観計画が施行されるまでの間は、県の景観計画が景観計画としては有効になるという景観法運用指針の考え方もありまして、県の景観計画を使って米沢市が景観行政を運用することになろうかと考えています。そのようなことで移行がスムーズに行くような形を考えております。加えて県としては技術的なバックアップなどを行って、米沢市が事務的に問題ないような形で全体の移行がスムーズになるような形を考えています。

(山畑委員)

わかりました。ただ、米沢市の景観計画が施行されるまで、いわゆる空白の時間はどうしてもできてしまうわけですね。

(事務局)

米沢市が景観行政団体になったときには、あくまでも景観法上の山形県の権限というのは4月1日 以降なくなることになります。基本的には景観法に基づく権限は、全て景観行政団体になった米沢市 のものになることになります。ただし、米沢市の景観計画ができるまでの間は、すでにある山形県の 景観計画を使って米沢市が運用するというのが移行の段階での手順になります。ですから、そういう 意味では景観計画としての空白はないということになります。

(中村会長)

今のお話は、空白期間が生じないようにするという意味の問題が1つありますけれども、それはそれとして、従来、つまり全部市町村のほうに景観行政団体が移った場合、県の景観計画としては何もなくなってしまうわけですか。

景観法に基づく県の景観計画はなくなる形になります。

(中村会長)

形式上はね。

(事務局)

はい。ただし、県としては、景観条例の中に景観法に載っていない独自の制度を持っています。例えば、後で御審議していただく景観回廊という制度とか、あとは眺望景観資産も含めてですが、そういう景観法に基づかないで、県景観条例で定めているものについては、全部の市町村が景観行政団体になった場合であっても、それは有効であるということになります。

(中村会長)

それは理解できます。いま私が御質問したのはそういうことではなくて、この国道 121 号のうちの 米沢市の部分だけが空白になってしまうのかということです。

(事務局)

申し訳ありません。これについては説明が足りなかったかもしれませんが、山形県内における 121 号というのが、米沢市の市域の中にだけあるということで、今回外すということです。

(中村会長)

つまり県全体を大きく流れているような川とか道路なんかが、次々に市町村が景観行政団体になったときに、まだら状に離れているというような状態が起こり得るわけですね。それは形式上起こってもいいのだけれども、県としては全体のつながりのイメージを持っていますよという意思表示は何かの形で残したほうがいいのではないかと思います。

(事務局)

景観計画別表第2の保全対象眺望景観の表のことなのですが、これについては、いわゆる景観法に基づく届出に関するものですから、県内全部の市町村が景観行政団体になった場合にはなくなる形になります。例えば、川とかそういうものについて、会長が御心配されているように山形県として景観に対しての考え方を持っているべきだということであれば、この部分というよりも、例えば、眺望景観資産などの県独自の施策の中でそれを保っていくということが、景観計画でない部分で可能だと考えています。

(中村会長)

いわゆる景観法に基づく絵ではなくて、県としての構想という形でもいいかなと思います。何かの 形で絵が残ったらいいのですが、県としての意識がわかりにくく感じてしまうということもあります。 (事務局)

そうですね。景観計画別表第2の保全対象眺望景観の表につきましては、先ほど申し上げましたように、景観法に基づく届出の部分についてということですから、県としては景観条例の中での独自の施策を展開していくということと、「ふるさとやまがた美しい景観づくり基本方針」の中で、県の景観形成についての考え方を出しておりますので、それは市町村が全部景観行政団体になった場合であっても、基本的には変わりなくずっと残る形になります。

(中村会長)

ほかに何か御質問ありませんか。よろしいですか。形式的と言えば形式的なのですけれども、重要な事項ですので、慎重に審議しなければいけないと思います。基本的には米沢市が景観行政団体になることは大変けっこうなことですので認めていただきたいと思いますが、その他、念を押したいようなことがございましたらどうぞ。よろしいですか。

(宮原委員)

先ほど山畑先生がおっしゃっていた景観重要樹木のことですけど、県で指定をしてそれを市に事実上移行するわけですよね。県として大事にしていこうというものを、市が主体的にもっと景観のことでいるいる働きかけるので市のほうに移行しますよというのはわかりますが、ある意味、こういった

山形の宝物は文化財的な話でいえば、町の文化財より県の文化財、県の文化財より国の文化財のほうが、一般の人たちの気持ちから言うと、大事さと言ったらおかしいのですけれども見え方がちょっと違うのではないかなと思います。県がこれだけ大事だと言ってくれて、それで市ももちろん行政の中で大切にしていくのですけれども見え方としてやはり県も指定している。なおかつ、米沢市のほうもこれを同じように指定しているというようなそういう景観行政以外の部分で大切にしていく仕組みというのでしょうか、そういうものを県も持っているということはあり得ないものでしょうか。何となくここがちょっと違和感を持ちました。

(事務局)

そういうような形で県の役割があると言われると大変うれしいわけですけれども、景観重要樹木に つきましては、景観法に基づくものですから指定はあくまでも景観行政団体がやるということになり ます。そのうえで、それ以外の施策とか方法でこの大事さをきちっと示すことができないかということですが、景観重要樹木では難しいと思います。ただし、さっき申し上げた中で言いますと、例えば、 県独自の施策として眺望景観資産というものに含めるとか、景観施策のほかに、例えば、文化財的なもので指定するとかいう、ほかのツールとの組み合わせの中でやることが考えられます。

(宮原委員)

ぜひそういう形で何か考えていただきたいと思います。というのは、御褒美というか、いいことは 二重にも三重にもあったほうがいいと思うからです。その辺のところがやっぱりお役所的というか、 何となくそんな感じがしました。

(事務局)

そうですね。いま後ろに米沢市もいらしていますので、そういう思いが伝わるかなと思うのですが、 景観重要樹木についてはきちっと引き継げると思いますし、そういう思いを表現するには、さっきいっ た眺望景観資産とか、例えば、景観回廊のエリアの中にもそれを取り込むとか、ほかの施策の組み合 わせでそういう思いを実際の形にできるのではないかと思います。

(相羽委員)

第7、第8の選択事項について、米沢市の景観計画では選択しないことになっていますけれども、必須事項と選択事項を県の方針として、第7、第8は市で自由に選んで構いませんよということにしてるのかどうかというのが1つと、今回の場合はないかもしれないのですけど、仕組み上、米沢市内にもし景観重要公共施設を県が指定していて、選択だから米沢市では景観計画上これはないということになった場合は、仮想の上の問いになってしまうかもしれませんけれども、どのように考えればいいのかということについてお答えをお願いします。

(事務局)

選択事項につきましては、これは法律の中で決められているもので必ずしも景観計画に位置づけをする必要はなく選択して位置づけをすることができるとなっているものです。仮にではございますけれども、米沢市で将来的にこういったものの必要性が出た場合につきましては、その時点で追加することもできますので、県としては現状の段階では選択をしないということでよろしいのではないかと考えております。

(中村会長)

今の話はそういう景観行政の考え方の齟齬というか県の景観計画にあっても市町村が選択しない場合もあるということですね。そういう場合は、協議事項になるわけですね。先ほどのスケジュールだと米沢市と景観計画について 12 月いっぱいは協議できると思いますが、事務局はどのように考えていますか。

(事務局)

資料の景観法の運用指針を御覧いただきたいのですが、「ある市町村が景観行政団体になった場合において、当該市町村がそれまで都道府県が行ってきた景観施策と全く整合しない施策を取ることは望ましくない。」このように書いてあるのですけれども、今回の米沢市の場合は、必須事項については県

の施策にのっとって検討されているものでございますし、選択事項につきましてはこれからという面 もありますので、県としては整合しているものと考えています。

(中村会長)

整合していただくように協議をするということですよね。

(相羽委員)

ということは、今の段階で県としては米沢市内には景観重要公共施設は何も指定していない。そういうことですか。

(事務局)

そういうことです。県の景観計画の中では景観重要公共施設の設定方針はうたっておりますけれども、具合的に公共施設を選定し整備に関する事項を設定しているものはありません。また、景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項につきましても、県としては市町村に協力していくというような意思表示しかしておりませんので、今のところそういうことになります。

(中村会長)

逆に言うと、将来、もうすでに景観行政団体になっているところに県が景観重要公共施設を県として設定するということはないわけですか。

(相羽委員)

景観行政団体になったところに関しては、県としてはもう何も考えませんよということですか。県全体でバランス上、公共施設として米沢市のこの建物は県全体でどうなのかということをどこかで協議できるようにしなければならないのではないのでしょうか。

(中村会長)

今の事務局の御説明だと米沢市が景観行政団体になる時点での協議はできるわけですね。もうなってしまったあとに、県のほうの意向でこういうものは景観重要公共施設に指定が望ましいという意思を我々が持ったときに、どういう協議をなさるのですか。

(事務局)

市町村が景観行政団体になった場合については、景観法上の権限ということでは立場的には全く同等の立場になりますので、少なくとも上と下ということはなく、対等な立場になります。その後については、例えば、いまの景観重要公共施設の話で言いますと、米沢市の区域については基本的には米沢市の権限になるわけですが、県のほうとしての考え方を示して景観行政団体同士で協議をするということは可能だと思いますので、そういう形の中で協議を進めていけると思います。

(中村会長)

若干やってみないとわからないこともあると思いますが、おおよその感じはつかめたと思います。今のところ、よろしいですか。基本的には、米沢市を応援したいということでよろしいのではないかと思います。お認めいただければと思いますが、御賛成でしたら挙手をお願いいたします。ありがとうございます。賛成多数でございますので、この件はお認めいただいたということで、それでは続いて、議題の2に入ります。事務局のほうから御説明をお願いいたします。

(事務局)

「山形県景観条例第8条の景観形成重点地域の指定の方針について」を説明。(略)

(中村会長)

ありがとうございました。これは前回も説明していただいています。今日は2度目ということで、できれば今日決めたいと思います。もし、問題が残れば継続協議で結構でございます。御自由に御発言をいただきたいと思います。

前回1回議論して、今回変わったところというのは、この赤印をされているところですか。 (事務局)

はい。指定の方針(案)の部分を赤で見え消し修正しているところになります。

(中村会長)

つまり、今回出してきた大きな変更点はここなのですね。

(事務局)

はい。そのほか、模式図ですとか、景観形成重点地域のイメージの範囲を追加しております。

(中村会長)

この方針というのは、これは何ですか。景観条例、本文そのものではなくて、付属文書になるので すか。

(事務局)

内規に近いというか、景観条例第8条に書いてある指定の要件というのが4つほどありますが、これだけではどういったところが重点地域になるかよくわからないということもありまして今回方針を 決めるということにしております。

(中村会長)

いかがでしょうか。何かお気づきの点はございますか。

指定の方針の設定理由のところで、景観形成施策の複数が既に施されている又は施されることが予定されている区域を指定するということになっていますね。これは、本来だったら大事な場所を指定して、だからこういう規制をするというのが順序なのでしょうけれども、それをいきなりやるというのは非常に難しいのでいくつか既に指定されているところで、この重点地域を指定して、それをばねにして、さらにさまざまな規制を強化していくというようなことを考えているように見えるのですが、それでよろしいのですか。

(事務局)

はい。

(志村委員)

この場合、跨る市が景観行政団体だったりした場合に、何か制約などが出てくることというのはあるのでしょうか。

(事務局)

はい。今回示した寒河江市と大江町の例もそのように大江町が景観行政団体になっているわけですが、これは先ほど説明しましたように、景観法の施策ですので、本来、県は大江町の区域には権限が及ばないということになります。

そこで、関係条文のところを御覧いただきたいのですが、第 10 条のところで「県は、第 8 条の規定により指定した景観形成重点地域と一体をなす区域の全部又は一部をその区域とする景観行政団体である市町村と連携を図る」とあります。県は景観行政団体の区域での権限はないわけですが一体としてこれは重点地域にする必要があるという場合には、景観行政団体である大江町のほうに相談をして、県と大江町で一体として同じような規制をしましょうということができるようにしています。

(中村会長)

よろしいでしょうか。連携を図るものとしているということです。

(伊藤委員)

景観形成重点地域の指定の方針について、指定の方針(案)指定の方針の設定理由ということの中で、簡単に言うと、最上川、月山、鳥海山いずれかにかかわっていなければ、県内では景観形成重点地域にはなり得ない。結論はこういうことなのですか。

(事務局)

はい。そういうことになります。

(伊藤委員)

私は、何かそこに非常に違和感があります。もちろんその最上川、月山、鳥海山が山形県の景観の 重要なポイントであることを私は否定するつもりはありませんが、なぜ、最上川、鳥海山、月山との 結びつきがない限り、景観形成重点地域に認められないというような大胆な規制を入れなければなら ないのでしょうか。別に最上川、月山、鳥海山と関係ないところでも、まさにその景観形成重点地域 として規制をしたほうがいいような地域というのは十分あるように思いますが。

(中村会長)

事務局でも委員の皆さんでも何かお考えがあればどうぞ。

(事務局)

指定の方針の設定理由の(2)のほうに書きましたけれども、まず、県として重要な景観の要素と考えているのはこの3つ、最上川、鳥海山、月山になります。景観条例に基づいて策定した「ふるさとやまがた美しい景観づくり基本方針」の中で、この3つについてはきちんと県土景観の骨格だという位置づけをしております。ですから、まずこの3つについては、対象とするということで考えたということは御理解していただけると思います。

ただいまの伊藤委員のお話は、それ以外のものでもこういうものに該当できないのかということだと思いますが、これまで考えたものの中では、この3つを考えて、これでまず進めていこうという方針を示したものです。さらにほかのものについては、皆さんの御意見などを伺って、今後の課題という形で考えたいと思います。と言いますのは、今回の方針を設定するにあたり県の役割として、ある程度広域的な景観について、県の責任があるだろうというところからスタートしております。そういうことからこういう大きなものを対象とすると考えましたけれども、それだけでなくて、ほかにもあるということであれば、その辺は逆にいろんな御意見を踏まえた上で追加するということはあると思います。そんなことで、今の段階ではこの基本方針に基づいた形でのこの3つについて、まず方針と定めてスタートしたいということで考えたものです。

(中村会長)

今の意見について、ほかの委員から御発言ございますか。はい、どうぞ。

(岩鼻委員)

景観形成重点地域イメージの2つの図に関してなんですけれども、大江町と寒河江市にまたがる地域のイメージ図はよく分かるのですけれども、もう一方の旧国道112号のほうのイメージ図が果たしてこの景観形成重点地域にあてはまるのかどうかというところがもうひとつしっくりこないところがあります。まず1つはこれ誤りと言いますか、北のほうが朝日村になっておりますけれども、今は合併しておりますので、鶴岡市になっております。その旧112号の部分に例えば何かそういう施策があるのかどうかということですね。具体的に何か考えておられるのかということ、それから、ここでは道路の両側100メートルの区域ということで、地域指定がございますけれども、この辺にどういった意味があるのかというようなこと、大江町と寒河江市にまたがる地域のイメージと比べるとこちらのほうのイメージがかなり弱いのではないかという気がするのですけど、いかがでしょうか。

(事務局)

この景観形成重点地域に直接関係する施策をいま何かやっているかと言われますとそれはございませんが、ただ六十里越街道は日本風景街道に指定されていますし、そういった施策はもう行われているところだということになります。道路の両側 100 メートルというのもこれもあくまでイメージで描いたものなのですが、この地域に関しては、多分人間が風景を見るのはこの道路を移動したときに最も見るのではないのかということを考えまして、両側 100 メートルを区域とするのが何となくイメージできたものですからこのような形で書かせていただきました。

(岩鼻委員)

はい、ありがとうございます。今のお話ですと、旧六十里越街道の復旧されたものというようにここでとらえたのですけれども、そうなりますと、旧 112 号と若干ずれたところもございますので、その辺りをもう少し正確な地図にしないといけないだろうと思います。

(事務局)

わかりました。ありがとうございます。

(志村委員)

すいません。先ほどの話に戻ってしまいますが、最上川、月山、鳥海山を含む区域のところで、最後に「など」という言葉を付けて終わるというわけにはいかないのでしょうか。あるいは、それも含めて前段に広域のというようなところを含めて先ほど御説明いただいたような趣旨が伝わるような概念を残して、最後は「など」という程度に終わらせておいたほうがいいのではないでしょうか。私は山形県に住んでまだ4年にしかならないのですけれども、もっときれいな山もいっぱいあるのではないのかなと感じていますので。

(事務局)

いまの志村委員やほかの委員から、この3つはともかく、それ以外にもあるのではないかというお話だと思いますので、例えば、いまの御意見のように、「など」というようなことを加えることで限定するのではなくてそのような含みを残せるよう検討をしてみたいと思います。支障なければこういう形でやれるかなと思ったところです。

(中村会長)

伊藤さんからも御質問があったことでもあるし、皆さん納得いただけるほうがいいと思うので、どうしますか、もし「など」を付けるかどうか今日いまここで決められないということなのでしょうか。 (事務局)

皆さんの御意見がそういうことであれば、そのようにしたいと思います。

(中村会長)

「など」を付けるということで議決してよろしいですか。

(石川委員)

私は、「など」よりもうちょっと積極的にしていただきたいと思います。伊藤委員と同じ意見です。前回の審査部会で東根市と天童市の市境付近のモモ畑、リンゴ畑に携帯電話の鉄塔を建てる届出審査のとき、その果樹園の景観の価値をいろいろ議論したわけですけれども、私から見れば、あそこは山形県の桃源郷でして非常に大切な景観資源だと思います。そういったものも積極的に掘り起こして残していく、保全していく、ブラッシュアップしていくという機能を何とか作っていただかないといけないと思います。別のメニューでやれるという話もあるのですけれども、そういう機能も入れていただけたらなと私は思います。

具体的にはまだ掘り起こしの段階かとは思いますが。

(相羽委員)

可能性を残しておくということで、今の段階では「など」ということでよろしいですか。

(石川委員)

そのようなことでよろしいかと思います。

(事務局)

今の話はもっと進んだ段階の話だと思います。ただ、この制度は当然規制、制限が伴うものですから、ある意味でそこを指定したというような、裏づけの理由がきちっと説明できるものでなければ駄目だということもあります。

いま申し上げたのは、もともと県のほうで景観条例に位置づけた基本方針で3つに設定をしているというようなことを根拠にしているわけなので、それに対する御意見としてもっと含み持たせていくということであれば「など」というようなことで行きたいと思います。ただし、具体的な形でそれを増やすということになれば、それなりの根拠と理由をきちっと揃えた上でやるということになると思います。方針について今回決めれば、あとは動かせないというものでもございませんので、その辺は私たちの施策の熟度と合わせて、新たに加えるものがあれば、その段階で委員からの御意見をいただいて加えるとかという方向でもっていきたいと考えています。

(中村会長)

そうすると結論としては、今日は「など」を付けた形で議決していいということですか。

委員の皆さんの御意見が決まれば、それでいきたいと思います。

(中村会長)

繰り返し確認しますと、将来、各基礎自治体がそれぞれ景観計画を策定することが望ましいし、現にそういう方向で動いていますね。ですから、各自治体がおやりになるのはそれでいいわけなのですけれども、そうすると、そのためにさっき言ったように、県の景観計画に空白地域ができてしまいます。県としてはどうしてもこれだけは全県的に核にしなければいけないというものだけを最小限しぼるとこの3つになったということが今までのいきさつだったわけでありますけれども、それでもなおかつ、将来付け加えることがあり得るわけだから「など」を加えておくという御意見だろうと思います。

これは、指定の方針についてであって、指定そのものではなく、第8条の運用の内規みたいなものでしょう。だから内規に「など」というものを付けておくということで、将来、非常に著しい不都合が生じるとも思えないので付けておきますか。

(事務局)

わかりました。

(中村会長)

もしこれを将来変えることがあるとしても、条例の本体を変えるわけじゃなくて、この方針に基づいて、「など」の部分が1つ増えるか、あるいは逆にもう「など」を取ってしまうということも将来あるのかもしれない。これは内規の変更ということになりますので、我々もここはあまり制約されることはないだろうと思いますので、「など」を付けることで、本日はとりあえずこれを議決させていただきたいと思います。何かありますか。

(小山委員)

私も「など」を付けるほうがよろしいのかなと思います。そうするならば、指定の方針(案)の(2) のところの「最上川、月山、鳥海山のいずれかの」というところが少しかかわってくるのではないかなと思います。こちらのほうも少し手を加えていただいて、「など」が生きるような言葉にしていただければと思います。

(中村会長)

指定の方針(案)の(2)にも、「など」を付けるということですか。

(小山委員)

そうです、はい。

(中村会長)

では、そういうことで、御承認いただけますでしょうか。

(伊藤委員)

よろしいですか。内容的には、最上川、月山、鳥海山にしぼった経緯もわかりますし、先ほど私が言ったようにそこに限定させるというのはもったいないような気がして含みを残すということで、例えば、1つの方向として「など」を付けるということはよろしいのですが、文章として指定の方針(案)の(2)を何らかの形で「など」を含むような内容にしなければ意味がないと思います。指定の方針の設定理由のところにいくら「など」を付けてみたところで、指定の方針(案)の(2)を直さないと意味がないと思います。

ところが、考えてみると「など」を付けるとすれば、これは「県土景観の骨格を形成する最上川、 月山、鳥海山のいずれかを含む区域、または眺められる区域など」とこうなるのですかね。そうなっ てくると、指定の方針(案)の本文で「山形県景観計画区域の次のすべてに該当するもの」と限定す る、要件を絞り込む本文を設けておきながら、その内容である(2)に最後に「など」というふうに 付けると、非常に文章自体の落ち着きも悪いですし、「など」というのは、(2)の本文と同程度とい うことなのかどうかのように文書解釈が難しくなるのではないでしょうか。事務的な発想なのですが、 単純に「など」を付けたとき、ちょっと文章の解釈が難しくなるかと思います。

(事務局)

「など」を付ける場所だと思うのですけれども、(2)の最後のところにという話ですが、「最上川、 月山、鳥海山などのいずれか」という形にすると解釈できるかなと思ったのですが。

(伊藤委員)

そこに「など」を付けておいて、「そのいずれか」なんですか。そうなってくると文章が分からないのではないですか。

(事務局)

「いずれか」を取ればいいんじゃないかというお話もありますが、国語的な話になりますけれども、いま言った趣旨が生かされる形で、「最上川、月山、鳥海山などを含む区域または眺められる区域」ではどうでしょうか。

(伊藤委員)

その「など」というのは、(2)の最初の「県土景観の骨格を形成する」くらいのもの、という「など」という意味ですか。

(事務局)

はい。そういう意味になります。そこだけは外すわけにはいかないと思います。皆さんの御意見も、 骨格を形成するものがその3つだけではないのではないかということだと思いましたので、ここは外 さないで、この次に「など」を入れるということでいかがでしょうか。

(中村会長)

いいですか。

(伊藤委員)

はい。

(中村会長)

「など」を含むというのは、すべてを含むという意味ではなくて、そのうちの少なくても1つでもあればいいという意味ですね。そういう解釈でよろしいですか。それではそうさせていただくということで議決させていただきますが、よろしゅうございますか。それでは、挙手をお願いしたいと思います。賛成多数と認めます。どうもありがとうございました。

それでは、議題の3番目でございますけれども、これは景観回廊の指定について。これは本日初めて出てくる御説明ですね。よろしくお願いします。

(事務局)

「山形県景観条例第29条の景観回廊の指定について」を説明。(略)

(中村会長)

はい、ありがとうございました。本件は初めての御説明でございますので、今日皆さんから自由に意見を聴かせていただいて、次回もう一度、事務局から修正案を出していただくとこういう形で審議を進めたいと思います。今日は結論は出しません。どうぞよろしくお願いいたします。何かお気づきの点があったら挙手をお願いします。その前にいまの御説明の中に前内委員からの意見書については入っていましたか。

(事務局)

はい。

(中村会長)

この資料は、皆さんのほうに配布されているわけですね。

(事務局)

配布しておりません。

(中村会長)

配布されていないのですか。これはどういうことにしましょう。

最後に口頭で説明させていただいたのですが、要は、「河川とか道路に沿った区域」という表現には 道路とか河川は含まないだろうという御意見です。一般的にそんな感じもしますが、それについてい ろいろ法令的なこともあって含めることもできるというような回答を県の法令係のほうからもらって いるのですが、一般的には含まれないのかもしれませんが、県としてはここでは含めるということに しています。

(中村会長)

この御意見はね、そういう御意見だけれども、ここに書いた趣旨は、事務局は当然入るのではないかとそういう考えなのでしょう。

(事務局)

はい。事務局は入れたいという思いで作っています。

(中村会長)

そういうことです。

(事務局)

条例上どうしても入れることができない、告示できないという場合でも、何らかの方法で線と面は 表示したいと思っています。

(中村会長)

景観回廊は景観法に基づくものではなくて、景観条例のほうに基づくものなので、各市町村が今後 景観行政団体になってもこれは県の指定として残ります。何かお気づきの点ありますか。

(小山委員)

はい。私はぜひその道路、鉄道など、可能なら入れていただきたいなと思います。そういたしますとその道路が良くなっていき、道路の周りも良くなっていくと思いますので、ぜひ県の考えのとおりに入れていただきたいと思います。

(相羽委員)

まだ少し内容をつかんでいないので違うかもしれませんけども、景観回廊というのは、要するに、 線的なものであってそこから見る眺めに関して、例えば、眺望景観資産として指定するというのは、 今度そこから見える範囲を面として指定するというようなものを組み合わせていって、場合によって は地区計画とか、事業とか、規制誘導とかというようなものをネックレスみたいにその道路の周りに つなげていくというイメージでいいのかというのが1つです。

それから、さっきのところに戻ってしまうのですが、景観形成重点地域と眺望景観資産について、この景観施策の概要のページを見ると重点地域のほうは、あくまでも行為の制限、規制であり、眺望景観資産のほうは普及、啓発であるというような書き方になっているのですが、眺めに関しては審査部会で山の眺望に関して山の頂点から視点場まで結んで鉄塔がそれより上に出ないかというような審査をしていまして、普及、啓発とはいえ、かなり規制的なことも実際には眺望に関して行っているわけです。その辺の関係が非常にまだ頭の中で整理できないのですけれども、眺望景観資産に指定するのとそれから重点地域に指定するのと、それから景観回廊から見える山に対してこの眺望景観資産について、規制をかける辺りのその差というか使い分けというか、その辺のイメージがちょっと分からないので、一般の景観計画区域と差別化を図ることについてお聞きしていいですか。この重点地域と他の景観計画区域と差別化を図る、規制を強めるということで言うと、具体的には基準を定めるのでいくらでもできると思うのですけれども、イメージをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

例えば、重点地域から見える山にかかる規制、誘導、行為の制限が、普及、啓発を主とした眺望景 観資産の指定後に規制をかけるのと、どういうところがどういうふうに違ってくるのかという辺りを まず教えていただけると、景観回廊の眺望景観資産の普及、啓発と規制の絡みの辺りのイメージを固 めていけるかと思います。重点地域と眺望景観資産の具体的な違いのイメージをわかりやすく教えて いただきたいと思います。

最初の景観回廊がネックレスのように形成されるかという話ですけれども、そのとおりです。今現在は面的なものはそれぞれ1、2箇所くらいしかないわけですけれども、そういった活動が広がり、 道路とか鉄道の沿線に何箇所か出てくると、ネックレスのようになるということです。

重点地域と眺望景観資産といま届出でやっている山の眺望の保全についての違いですけれども、重点地域というのは、景観計画の中でいま届出の審査をしていただいていますが、その審査の基準や届出対象をもっと厳しくできるということになります。いまの景観計画の中では、景観重要公共施設に関するものは具体的なものはないわけですけれども、その重点地域の中では具体的に定めるとか、要は規制を強くできたり、新たな規制を追加したりすることができるというのが重点地域になります。

この景観計画に基づいて届出をしてもらった届出行為を審査するときの基準として、先ほど山形県の景観計画の変更のところで示した別表第2のところの視点と対象となる山を、あれは固定をしてその中で審査をするということになっていますが、眺望景観資産については、そこには含まれずに、あくまでもそのすばらしい眺めを規制抜きで定めていこうというものです。

資料2の先ほど相羽委員から話があった景観施策の概要を御覧いただきたいのですが、眺望景観資産はこの指定によって直ちに規制が発生するものではないので、山形県の景観計画区域に限らず、県内どこでも指定できるということになります。ただ、その適用のところを御覧いただきたいのですが、景観計画の中には、この眺望景観資産を定めたときには、「必要に応じて景観形成基準を別途定めるものとする」となっています。ですから、そこの眺めからの規制を新たに作って、いま審査部会で審査していただいている景観形成基準の中に新たな基準として盛り込むこともできるというような作りになっております。

(中村会長)

いかがですか。

(相羽委員)

そうすると山の眺望に関しては、眺望景観資産の施策で対応しているわけではないということです か。

(事務局)

はい。

(相羽委員)

別表の届出のときの基準に対してやっているということですか。

(事務局)

はい。

(相羽委員)

それとは別だということですか。

(事務局)

はい。

(相羽委員)

わかりました。そうすると、今までこの眺望景観資産に関しては、ワーキングとかで具体的に検討した事例というのはあったのですか。

(事務局)

いいえ、ありません。

(相羽委員)

まだないのですか。

(事務局)

はい。

(中村会長)

ほかに何かございますか。

(石川委員)

2点、意見を申し上げたいのですけれども、景観回廊ですけれども、このモデル地区の白鷹町の深山も住民が一生懸命になって地域づくりをやっています。ぜひ進めていっていただきたいというように思います。白鷹町の深山地区と上小松の遺跡とつないだ回廊というイメージだと思うのですけれども、中抜きになっていまして、回廊というイメージではなく、今のところコネクタぐらいのイメージしかないのかなという気がします。どうやってその中間のところを発掘して磨いていくかという行為をどうやるのかというのは、この回廊に指定されたことによる効果というか、この辺がどういうふうになるのかというのが見えてないのですけれども、先ほどの事務局の説明だと、農水省の事業予定により動いているというようなこととか、大山の場合は公文大の活動の中でいろいろ活動したりというのがあわけですけれども、そういったツール、要するに資源発掘をして回廊にしていく、ロマンチック回廊みたいにしていくツールが何なのかというのがあります。県は独自予算のお金があるわけでないでしょうし、余裕があるわけでないでしょうし、それがどうなっているのかということです。

あと、この景観のパンフレットの真ん中の段の景観回廊の中で、「着地型観光」という言葉を使っていますけれども、これはこなれている概念なのかなという疑問があります。観光はもともと発地型で、着地型と両方の機能を持っていると思うのですね。要するに着地型といった場合には、多分インターネットでもかなりヒットしますけれども、業界用語ではないかという気がしまして、行政用語としてこれを使うのはまだこなれていないのではないかなという気がしました。この辺もう少し検討していただけたらいいのではないかなと思います。

(事務局)

最初のほうの件についてですが、景観回廊については、線的なものと、ある程度クラスターみたいな面的なものと組み合わせて指定していきたいと考えています。いま御懸念されたのは、現段階ではまだ房になっていないということだと思うのですが、私ども考えているのは、全部が揃わないと、景観回廊がスタートできないということではなくて、ある程度熟度が高まったところから、房を加えていこうという考えがございます。

また、組織的なスキームとしては、モデル事業の中で景観回廊会議というものを設けて、その中にはいま該当している白鷹町だけではなく、関連すると想定している長井市とか川西町とか、その辺の方々から全部入っていただいて、直接長井市には関係なくとも、白鷹町の情報なんかも一緒に会議の中で聞いてもらっています。長井市は長井市での取組が別にありますので、その取組がこの景観回廊の中に結びつけていける、そういう時点になったら加わってもらおうというような形で進めていこうと考えています。

具体的なツールがないのではないかということですけれども、例えば、この置賜景観回廊にしても 現に行われているこの沿線における県道事業が相当あります。そういったこの近辺でやっている事業 を景観回廊を意識してやるだけで効果は全然違うものになると考えています。まずいまやっている、 例えば、歩道の整備の工事にしても、河川の工事にしても、景観を意識した形でやれば、これだけで もう効果は大分出るだろうと考えています。さらにいま財政が厳しい中でも、まだ申し上げられない 部分があるのですが、新たな展開をできるツールも用意し始めてますので、その辺は熟度をだんだん 増していくような形で、これを育てていきたいというスタンスで考えております。

2番目の着地型観光については、観光の専門のほうからそういうふうに言われると、私も何か使いにくいのですけれども、分かりやすい形で、こちらから発信するというふうな形で、着地型観光という言葉を使わせていただいているのですが、そういうものはこの景観回廊の中で、地元の取組を喚起するという考え方でいるものですから、そういう意味で、この景観回廊の成り立ちと生い立ちと、その着地型観光というものは、リンクして育てていけるものかなということで、この言葉を使っています。そういうように育っていってもらいたいというようなことで使っています。

(中村会長)

ほかにございませんか。はい、どうぞ。

(志村委員)

景観回廊の話ですけど、目的が最終的には地域の活性化というところにあると思うのですね。そのプロセスとしては風景を磨いて風景を使うというところが重要だと思いますが、景観条例の第31条のところしか施策の推進というのがないのですが、これは県のほうが推進に努力するという県側のスタンスしか述べられていないですよね。逆に指定された側が自分たちで風景を磨くとか、風景を使うという動機づけということに対して触れられていないのですが、やはりそのスタンスも持っていったほうが、強制力をどこまで持たせるとかという議論もありますが、ある程度それを喚起していかないといけないのではないのかなと思ったのですが。

(事務局)

はい。条例上はおっしゃるとおり、ここまでしか表現していません。実は先ほど説明しましたように、いまモデル事業を2つ展開しているわけですが、モデル事業を進めるに当たって、住民の方だけでなくて、市町村も含めて、全体的に動かさなければ駄目な制度ですから、モデル事業を進めるための要綱を作って動かしています。要綱を作って会議を運営するという進め方もモデルの中でやっています。そのモデルをやりながら、スキームや枠組みもそれでよろしければ、逆に言うと、モデル以外のものについても、そういうような進め方が使えるようにしたいということを念頭に置きながら、モデル事業を進めているところです。

(中村会長)

ほかにございますか。

(岩鼻委員)

今のお話にも少し関連するのですけれども、景観施策の概要ですと、景観回廊は指定によって自動的に規制が働かないというようなことになっているようですけれども、例えば、文化財指定とはかなり違うというようなところもあるかと思いますので、その辺りをもう少しうまく生かして、きっかけにしていただければと思います。それで、少し具体的な話になりますが、庄内景観回廊のほうでこの地図の青い線の道路の区域の指定のところを拝見しますと、羽黒山手向の宿坊の街並みのところも線が引いてはあるのですけれども、全くそこの手向の宿坊の街並みのことが触れられていないわけです。恐らくかなり回数を重ねて議論がなされておりますので、これを含めるかどうかというのも議論にはなったかと思うのですけれども、やはりせっかくこういう線の指定があるにもかかわらず、全く羽黒山の宿坊の街並みをことが触れられていないというのは、非常に惜しいというか、もったいないという気がいたします。鶴岡市あるいは旧羽黒町のほうがどうお考えかはよくわかりませんけれども、ある意味、宿坊の街並みがもう、私は存亡の危機にあるというように認識しておりまして、将来的にこの街並みをいかにして残していくかというのは大きな課題だと思っております。その辺りのきっかけになるよう、景観回廊に期待したいなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

(事務局)

宿坊についてもいろいろ話にはなっていますし、いまちょっとまだ明らかにできないのですけれども、市のほうでここの宿坊についていろいろ計画というか、どうしていこうか考えていることは承知しております。

(中村会長)

ほかにございますか。

この件は、次回にもう1回出していただきたいのですけれども、私からもお願いしておきたいと思います。1つは、この指定の要件のところですが、簡単に2つ書いてあるのだけれども、実際には景観に関するものだけじゃなくて都市計画法その他あらゆる関係法令を動員して、こういう景観回廊を作っていくことになるのでしょう。景観形成重点地域の指定の方針については、先ほど話がありましたように、10個ぐらいいろんな法令が並べてあって、その中で都市計画法のことも高度地区とか2つ

ほど書いてありました。景観回廊は、ありとあらゆる法令を引用して作っていく、複合的な区域だと 思うのです。そのあたり、いろんな法律を複合的に使うのだということは、やっぱり書いておいたほ うがいいのではないですか。

それからもう1つは、この景観回廊の一番大きな特徴は、景観資源を使ってうまく地域を活性化するということでしょう。恐らくその中にあるのは、観光的活動ということだと思うのですけれども、 先ほどそのためのツールが十分でないというお話があったと思います。具体的には必要な施策の推進 というのは、どういうことなのですかね。景観的な資源を確保するという意味での方法はいろいろあ るということはわかっているわけですけど、活性化のために必要な施策というのは具体的にどういう ことですか。

(事務局)

例えば、観光で言いますと、観光振興課のほうで、着地型観光のプロポーサルというか、コンテストみたいなものをやっていますので、そういったものに提案をして、そこで地域等と観光のエージェントと結びつけるようなことをしていくとか、そういったことが観光としては考えられます。この必要な施策というのは、やはり最終的な目標は人の交流を促したいということがありますので、そういったことも含めて必要な施策ということにしております。

(中村会長)

協議会とか、いろんな委員会みたいなものをこれから発足させるか、あるいはしていくようですけれども、そういうところで、当然そういう話が出てくるわけでしょう。資源は何とか確保した、この次に何をやるかがこの回廊という考え方の一番大切なところだと思います。その部分をもう少し何か書いたほうがいいのではないですか。次回まで少し考えてもらえませんか。

(事務局)

はい、わかりました。

(中村会長)

今日は、いいっぱなしでいいということで。はい、どうぞ。

(宮原委員)

私もいま中村会長がおっしゃった部分で、活用のところが観光だけということがちょっとさびしいかなと感じました。やはり、教育とか、それから郷土愛とか、それから環境を守っていくという、そういった部分にぜひ活用するような活動も伴っていくというのが大切だと思いますし、やってくる方たち、来訪者の方たちのための景観だけではなくて、やはり住んでらっしゃる方たちがこれを次世代に残していくための大切なものだと思いますし、それから回廊でつながることによって、さっき御説明あったように、やはり市町村同士が連携を取る、景観を軸にして連携を取っていく。それから連続的な景観の保全をみんなで考えていくことができるということも、回廊の中の大きな役割になると思うので、そういった内側に住んでらっしゃる方に対する、やはり使うというところ、それが経済的なお金とはまた別の精神的なよりどころになってくるのかと思います。それからさっき言った次世代に資産を残す、そういった活動がある種、地域の活性化というところにつながってくるような気もするので、そういった要素も何か加えるといいのかなと思いました。

(中村会長)

何か観光も含めて、コミュニティの活性化みたいなのがあるのですよね。そのための指針、指針までいかなくても何か、せっかく回廊というものを指定した意味があんまりないということにならないようにやっていただきたいと思います。堀さん、何かそういうのはないですか。回廊を生かして何をやるかということについて。

(堀委員)

先ほどの県の景観条例で、独自のものを入れたこと自体がともすれば規制に偏る景観条例を規制ではなくて、やはり元気づけたいということが基本的に非常に強くて、その制度が担保されるいろんな武器と言いますか、そういうのがないので、もどかしいというのはよくわかるのですが、姿勢として

はともかく、あれやっちゃ駄目、これやっちゃ駄目ということで、地域を周密させるのではないことをともかくたくさん盛り込みたいということで苦労してきた経緯があります。

景観回廊に関しては、最初は置賜の桜回廊とかが発想にあったのですけれども、そのときは景観を軸にして、当然その観光とか地域をもう1回見直して見るということなんで、それをどういうふうに実効性を担保していくかというのは、やはり景観条例の枠組みの中ではなかなか難しい。そこで、ほかのさまざまな県の施策の力を借りながらということが必要だと思います。先ほど事務局のほうから説明がありましたが、地域の景観資源をもっと集めていただきたいなと思います。中村先生もよく御存じの風景街道はほとんど精神の話ですし、ここで述べる必要ないのですが、景観回廊のほうは景観条例の中でもできることをやって全体として山形県を元気にしていく、山形県をよくしていくという、そういう趣旨で名前は風景街道であろうか、景観回廊であろうか、何でもいいかなと思うくらいです。(中村会長)

大変おもしろいプロデュースだと思うのです。景観を軸にして一種の複合行政をやるという覚悟を 山形県がお示しになったものだというように理解していますので、それが景観条例に書いてあるとい うのがユニークだと思っていますので、そういう方向で次回までにもうちょっと構想を練っていただ けませんか。はい、どうぞ。

(石川委員)

蛇足なのですが、堀先生も中村先生もよく御存知なのですが、アルカディア街道の復興計画というのを以前やってまして、火が消えてしまった感じがあるのです。なぜ火が消えてしまったかというところを考えてみますと、やっぱり最初一番関心高かったのが置賜地域なのですが、すぐ駄目になってしまって、比較的長く続いたのが村山地域で、村山地域は村山総合支庁が一生懸命やったという感じです。堀先生に相当頑張っていただいたケースがあるわけですけれども、役所の姿勢も相当重要な要素になりますし、あと地域住民ですね、御存知のルートはどんなに教育しても起こらない部分ではどうしようもない。プログラム作りからもう1回アルカディアの計画を検証して、立ち上げる必要があるのではないかなと思います。

(中村会長)

ありがとうございました。それではちょっと時間の都合もございますので、今回の議論はそのくらいにします。次回の審議会に出しますか。あるいはそのあとになるのかわかりませんけれども、もう少し案を練っていただきたいと思います。

今日あと2つ報告事項があります。その前にちょっと時間が押していますが、暫時休憩をとりたい と思います。

~ 休憩 ~

(中村会長)

それでは、よろしゅうございますか。あと2件、報告がございます。それでは資料の4のほうから 御説明をお願いします。

(事務局)

「眺望景観資産の指定の告示、広報について」を報告。(略)

(中村会長)

何か御意見ございますか。これは報告ですけれども御意見がある方はどうぞ。

これは告示の事例として書いたものが2ページにありますね。2ページにあるこれは告示が行われたところの事例ですか。

(事務局)

これはあくまでもイメージです。

(中村会長)

これはたまたま俯瞰景になっているけれども、仰瞰景のところもあるわけですか。

はい。それはあります。

(中村会長)

本県の場合も、東京と同じように、何らかの意味で、眺望景観の規制がありますよね。

(事務局)

眺望景観資産に定めた場合には、そういった規制に発展させることもできようにしています。

(中村会長)

沿道から見た眺望に関して、沿道建物の規制があったでしょう。

(事務局)

はい。それは届出の審査の基準の中に設けているものでして、眺望景観資産とは直接の関係はありません。景観計画の中にある景観形成基準に設けているものです。

(中村会長)

そうですか。眺望景観資産の中には、それはいらないわけですね。

(事務局)

はい。

(相羽委員)

ただ、ここには基準を定めるとありますが、そこを定めるということになるのですか。

(事務局)

眺望景観資産の指定をもとに必要に応じて景観形成基準を定めることもできるということにはしています。

(相羽委員)

定めなくて、ただこういう指定だけの場合もあるということですね。

(事務局)

はい。

(中村会長)

東京と京都の場合は、基準から遠くなるにつれて、建物の高さも規制を高くするという、いわゆる例のフュゾー法と同じ考えでやっているのでしょう。ここの場合はそういう考え方を入れなくていいわけですか。

(事務局)

はい。本県の場合は、あくまでも普及、啓発を主たる目的としていますので、指定によって、直接 規制が働くという作りにはしておりません。

(中村会長)

ああそうですか。どうですか、このあたりでよろしいですか。これは、報告ですのでもう実行に移 すわけですね。どうなのですか。

(事務局)

前回なかなかイメージしにくいということでしたので、今回資料を作って、指定の告示がこんな感じになるという報告ということです。

(中村会長)

指定された場合にはこういう形式でやりますということでしょうか。

(事務局)

はい。

(中村会長)

どうですか、こんなことでよろしいですか。はい、どうぞ。

(堀委員)

広報イメージのところで、その視点に立ったときの風景の写真を撮るのが普通なのですけれども、

視点から引いて、見ている人とか、見る場所を、後ろから見た写真のほうが広報の力は強いと思います。それをちょっと頭に入れて考えてみていただけますか。人間はもちろん自分の目で見えるところに立ちますよね。だけれど、どういうところからどういうのが見えるかというのは、もう一歩引いたところから、つまりこういうところからこういうのが見えるというようにしたほうが、もっとわかると思うのですよ。そのように撮ったらいかがですかということです。

(事務局)

はい、わかりました。

(中村会長)

よろしいですか。それじゃあ一応これは承ったということで、つぎの行為の届出の説明をしていた だいて、あとでもう1回皆さんの御意見を伺いたいと思います。

(事務局)

「行為の届出について」を報告。(略)

(中村会長)

ありがとうございました。これは何か部会長からコメントはございますか。

(山畑委員)

いま御報告ありましたように、審査物件に関しまして、それぞれ個々の事情というものも多々あります。それで色の問題、距離の問題、それから場所の問題、そういったものが最初の基準だけでは、なかなか判断しにくい場面が出てきておりますので、そういったことも含めて、運用に関しまして、審査部会のほうで少し何らかの検討を進めていけたらなと思っております。

(中村会長)

はい、ありがとうございました。いかがでしょうか。今回の「行為の届出の状況について」という 報告は、いままでに何回かいただいているのでしたか。

(事務局)

一度御報告しておりまして、前回は書類だけの御報告になっております。

(中村会長)

届出行為については審査部会で審査していただいていて、基本的にはこの委員会の席上にはまだ上ってこないわけですね。非常に問題があった場合はここに出てくるわけでしょう。

(事務局)

そちらにつきましては、審査部会の専決事項ということになっておりますので、審査部会限りでの 判断ということになります。

(中村会長)

審査部会がこの審議会に提出したほうがいいという御判断になった場合は、ここに出てくるわけで すね。そうじゃないのですか。

(事務局)

基本的に審議会運営細則でいきますと、審査部会での議決ということになりますが、部会長がそう 判断されれば、本審議会にあげることは考えられます。

(中村会長)

審議会へは報告だけになるのですか。

(事務局)

はい。届出の審査の期間が30日になってございますので、個々の案件を本審議会で御審議いただくというのは時間的に難しいと考えております。

(相羽委員)

例えば、鉄塔なんかで道路際に作らなくちゃいけないという届出が出てくると、審査部会の審査案件がかなり増えてくる。山の頂上よりも出る分を基本的にどう見るのかという基準は、本審議会で改変の審議を行うということだと思います。

ただし、個々の案件は30日という非常に短い時間に判断しなければならないので、審査部会のほうで判断しているということになります。

(山畑委員)

いまのところその個々の届出にかかる案件に関しましては、審査部会の判断で勧告するかどうかな どを含めて判断していますけれども、いま会長からお話しありましたように、ものによっては、本審 議会のほうにという場合もあるかもしれません。いまのところはそういう案件はございません。

(中村会長)

はい、ありがとうございました。全体について何か御意見はございますか。よろしいですか。それでは、その他で事務局のほうから何かございますか。

(事務局)

次回審議会の日程を報告。(略)

(中村会長)

次回、1月26日ということでございますので、よろしくお願いいたします。それではここで閉じてよろしゅうございますかね。はい、ありがとうございました。それでは今日はこれで終了します。 (事務局)

長時間に渡りましてどうもありがとうございました。以上をもちまして、第7回山形県景観審議会 を終了したいと思います。どうもありがとうございました。

平成 21 年 11 月 27 日

議長

議事録署名委員

議事録署名委員